

平成22年度の 寄付金の活用状況

※平成21年度にいただいた寄付金を活用

ふるさとまちづくり支援

まちづくり協議会設置推進事業



各地区まちづくり協議会の活動費を助成しました
(写真は、祝吉地区まちづくり協議会防犯パトロール隊)

ふるさと環境支援

市有林管理事業



高城町四家の市有林に杉の苗を植栽しました

ふるさとスポーツ・文化振興支援

国立美術館巡回展



国立美術館所蔵の絵画などの展覧会を誘致しました

ふるさと長寿支援

趣味の教室 (パソコン教室)



高齢者のパソコン教室や料理教室、舞踊教室などを開催しました



「ふるさと納税制度」で 都城をぐい支援ください

ふるさと都城を離れ、遠方で暮らす人のふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという思いを寄付という形で実現できる「ふるさと納税制度」。家族や友人の帰省の機会に、「ふるさと納税制度」を紹介ください。

ふるさと応援寄付の活用状況

市では、ふるさとを応援したいという人の思いを実現するため、①ふるさと子ども支援、②ふるさとまちづくり支援、③ふるさと環境支援、④ふるさとスポーツ・文化振興支援、⑤ふるさと長寿支援、⑥ふるさと特別支援（災害対策など）の6つのメニューを用意し、ふるさと納税制度による寄付をお願いしています。
平成22年度は、総額915万868円の寄付を頂きました。

都城市ふるさと納税応援団

市では、寄付していただいた人を「都城市ふるさと納税応援団」の団員として登録し、寄付の状況や寄付を活用して行った事業を毎年報告するとともに、前年度の寄付者を対象に、地元の特産品を詰め合わせた「都城ふるさとセット」が当たる抽選会を行っています。この機会に遠方で暮らす家族や友人などに、都城市ふるさと納税応援団の紹介をお願いします。

● 税控除について

2,000円以上の寄付をした人は、税控除の対象となる場合があります。具体的には、都城市へ寄付した額のうち2,000円を超える額について、居住する市町村の個人住民税所得割額のおおむね1割を上限に、所得税と住民税から合わせて控除されます。

● 申込方法

市のホームページから入手できる「都城市ふるさと応援寄附申出書」に必要事項を記入の上、ファクス、郵送(〒885-8555)、またはメールで経営戦略課に提出してください。入金方法は納付書による納付または口座振込を選択することができます。

なお、インターネットの利用ができない人については、郵送またはファクスで申出書を送付します。

◎ 問い合わせ

経営戦略課

☎ 23-2115
Fax 23-2006

「捨てる」社会 ↓ 「生かす」社会

私たちは、豊かな生活を送るために、地球のあらゆる資源を消費する一方で、たくさんのごみを排出しています。ものを大切に繰り返し使うなど、ごみの減量化を図ることで資源の消費を抑え、未来の子どもたちに美しい地球環境を残していきましょう。

◎問い合わせ

環境施設課

リサイクルプラザさいせい館

☎23-3319
☎36-3900



リサイクルプラザって どんなところ？

リサイクルプラザでは、市内や三股町内の各家庭などから排出された燃やせないごみや不燃性粗大ごみを小さく碎き、鉄やアルミなどの資源を取り出しています。ペットボトルや空き缶、空き瓶などの資源ごみの選別も行っています。

リサイクルプラザからお願い

カセットボンベやスプレー缶など可燃性のガスを含むものは使い切った後、必ず缶に穴を開けて、資源ごみとしてリサイクルに出してください。缶にガスが残っていると収集の際、火災の原因となり大変危険です。



「4R」運動をご存じですか？

「4R」とは、ごみを減らすための行動理念であり、次の4つの言葉の頭文字をとったものです。

- ・リデュース ≡ 不要なものは断る
- ・リデュース ≡ 減らす
- ・リユース ≡ 再利用する
- ・リサイクル ≡ 再資源化する

まずは、家庭にごみになるものを持ち込まないという考え方を基本に、ごみを出さない工夫が必要です。必要以上にものを買ったり、まだ使えるようなものを捨てたりしていませんか？

ごみを減らす「4R運動」を心掛けて、環境にやさしい、無駄のない暮らしを目指しましょう。



さいせい館からの お知らせ

「再生家具・自転車抽選販売会」

家庭で不要になった家具や自転車を再生し、抽選販売します。※配達はできません

●**応募資格** 市内および三股町在住の18歳以上の人

●**抽選会** 8月28日(日) 14時～

●**応募期間** 8月14日(日)～28日(日)の12時まで(1人当たり家具・自転車各1点のみ)

●**応募方法** さいせい館に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し応募箱へ

「絵画作品募集」

環境をテーマにした「第3回リサイクルプラザ絵画コンクール」の作品を募集します。

●**応募資格**

市内および三股町の小・中学生

●**募集期間**

8月1日(月)～9月7日(水)

●**応募規格**

四つ切り画用紙

◎**問い合わせ** リサイクルプラザ

さいせい館 ☎36-3900

9月10日(土)～16日(金)は自殺予防週間です 支え合おう！心といのち

毎年9月10日からの1週間は自殺予防週間です。この機会に、自殺や精神疾患の原因を正しく理解し、命の大切さや自殺を防ぐにはどうすればいいか考えてみませんか。

◎問い合わせ 福祉課
☎23-2980

自殺の最大の原因は「うつ」

全国の自殺者数は13年連続で3万人を超えており、本市でも昨年度47人が自ら命を絶っています。

自殺の原因は健康問題や家庭問題など、さまざまな社会的要因が複雑に関係しています。また、9割の人が心の病を持つといわれ、そのうち最も多いのが「うつ」です。自殺の背景にはこの病気の存在があると考えられています。うつに早期に気づき、対応することは重要な対策の一つといえます。

うつに気付いたら

もしも、うつ病が疑われたら、早めの対応が大切です。医師や保健師などに相談して、薬による治療やカウンセリングなどの心理療法を受けましょう。



「うつ」のサインに気を付けよう

また、周囲の人も「いつもと違うな」という変化に早めに気付くことが重要です。少しでも気になったら、保健所や医療機関などに相談するよう勧めましょう。本人が拒否した時には無理をせず、本人が信頼している家族や友人などに相談してみましよう。

みんなで支える社会づくり

自殺を防ぐには、地域全体で支え合う社会づくりが大切です。お互いに支え合っていくことによって、自殺を予防するネットワークづくりを進めていきましょう。

毎月第3日曜日は

家庭の日

宮崎県では、子どもたちが家庭や地域で実りある時間を過ごすことができるよう、毎月第3日曜日を家庭の日と定めています。親と子の心のふれあいや家庭の役割について理解を深めてもらう家庭の日を推進するため、優待券を発売しています。

◎問い合わせ 生涯学習課
☎23-9545

●優待券でお得なサービスが
18歳未満の子どもを連れて協力施設や店舗を利用するとき、優待

券を提出すると、各種料金の割引や子どもへのプレゼントなどのサービスが受けられます。出掛けるときは、優待券をお持ちください。



●対象施設・店舗

都城島津邸や歴史資料館などの文化施設をはじめ、宿泊施設や遊技場、飲食店など、多数の協力店があります。詳しくは生涯学習課、各総合支所教育課に備え付けのパンフレット、または県ホームページをご覧ください。

優待券で得しちゃおう!

家庭の日優待券

利用人数	
大人	名
子ども	名

●優待券を利用しましょう
県内の協力施設や店舗を利用するときには、優待券を利用するとお得です。

※コピーも可。ホームページからも取得できます

家庭の日 宮崎県 検索

●協力店の募集について
協力店や施設を募集しています。協力するのに、負担金や広告費は必要ありません。詳しくは、宮崎県子ども家庭課へ問い合わせください。
県子ども家庭課 ☎0985-26-7041

借金で困ったら、焦らず、悩まず、相談ください！

多重債務に陥っていませんか



複数の貸金業者などからの借り入れによる多重債務。その原因は、

無計画な借り入れやクレジットによる過剰な買い物、保証債務の返済など、人によってさまざまです。支払いができず困っている人は、一人で悩まず、早めに相談してください。

●相談専用電話

都城市消費生活センター
☎23-7154

多重債務に陥ると

借金の返済のために借金を繰り返すとさらに状況を悪化させてしまい、自力で抜け出すことは困難になります。毎日のように取り立てに追われ、余裕を失い、冷静な判断ができなくなってしまう。借金をしてでも返済しなければという思いに駆られ、ヤミ金融に手を出してしまう人や追い詰められて自殺してしまう人もいます。困ったら早めに相談しましょう。

多重債務に陥ってしまったら

- ① まずは、国や県、市町村の相談窓口にご相談してみましょう
- ② 返済のためにヤミ金融など、無登録業者からの借り入れはやめましょう
- ③ 計画的な借り入れが大切です

長く返済を続けていた場合、利息が返還されることもあります

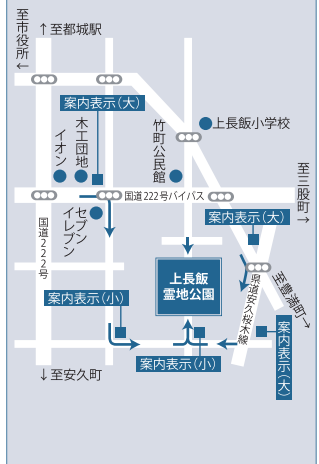


多重債務に陥らないために

近年、借金を重ねて返せなくなり、自己破産する人が増えてきています。リストラなどによる生活のための借金や計画性のないクレジットカードの利用など、誰にでも多重債務に陥る可能性があります。

まずは、お金を借りる前にしっかり考えてみましょう。

上長飯 霊地公園墓地 利用者募集



上長飯霊地公園墓地の利用者を随時募集しています。申し込み順で区画を選べますので、希望の区画がある人は、早めに申し込みください。空き区画については、環境政策課窓口で確認してください。

◎問い合わせ 環境政策課

☎23-2130

この墓地にしかない4つの特徴

① **完全管理型施設**
周囲をフェンスで囲み、出入りを制限。門扉の開閉時間を定めることにより、墓石へのいたづらや置き引きなどの犯罪を防ぎます

② 人に優しい施設

高齢者や障がい者に配慮して、駐車場から墓地区画まで段差のない作りになっています。また、施設内のトイレは、赤ちゃん連れや車いすの人も利用が可能です

③ 環境に配慮した施設

施設内の駐車場や雨水側溝は浸透性のある材質でできていて、地下水保全に配慮しています

④ 公園を併設

市内で初めて公園を併設。遊具のほか、休憩場所としてあずまや・ベンチも設置しています

利用条件

次の①～③の条件を全て満たす人

- ① 市内に居住している人
- ② 使用料と管理料を一括納入できる人
使用料 400,000円
管理料 15,000円 (5年分)
- ③ 墓碑などを3年以内に建立できる人

施設の概要

- 所在地 上長飯町283番
- 総区画面積 1,310区画
- 区画面積 1区画 5㎡
- 駐車場 57台 (うち障がい者用6台)

開放時間

- 3月～9月 6時～18時
- 10月～2月 7時～17時
- ※お盆とお彼岸は開放時間を延長します